

## 地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 知事は、地域総合センター運営要綱（平成14年12月9日付け滋人推第383号および滋教委人第306号通知。以下「運営要綱」という。）に基づき、市町が設置する地域総合センターの教育事業担当職員の設置に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

**第2条** この補助金は、地域総合センターが実施する運営要綱第4条に基づく事業の充実を図るため、同センターの教育的機能の強化に資することを目的とする。

(交付の対象)

**第3条** この補助金は、運営要綱第4条に基づく事業の実施に当たり教育的機能の強化が特に必要と認められる地域総合センターにおける次の職員の設置にかかる給与費を交付の対象とする。

(1) 教育指導職員（市町職員）

地域総合センターにおいて、教育事業を担当する常勤の指導職員。

ただし、助成対象とする職員は、市町の職員でなければならず、他の行政機関の職を実質的に兼務している場合はその対象としない。

(2) 教育推進員（会計年度任用職員）

地域総合センターにおいて、教育事業を担当する指導職員であって、月10日以上勤務する者。

(3) 特別指導教員（教員身分）

地域総合センターにおいて、教育事業を担当する常勤の指導職員であって、現に教育公務員特例法第2条第2項の適用を受け、兼ねて市町教育委員会の事務局職員であること。

2 前項各号の交付の対象とするセンターの区分は知事が定める。

(交付額の算定方法)

**第4条** この補助金の交付額は、次により算定した額の合計額とする。ただし、別表の第2欄の種目ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に3分の1を乗じた額を交付額とする。

(交付の条件)

**第5条** この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(交付申請書)

**第6条** 規則第3条による補助金交付申請書(別記様式第1号)の提出期日および関係書類は、次のとおりとする。

(1) 提出期日 知事が別に定める日

(2) 関係書類 地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金所要額表  
(別記様式第2号)

地域総合センター教育事業担当職員設置費支出予定額内訳書  
(別記様式第3号)

地域総合センター従事職員状況表(別記様式第4号)

地域総合センター教育事業担当職員設置事業計画書  
(別記様式第4号の1)

歳入歳出予算書抄本

その他参考となる資料

(交付決定の通知)

**第7条** 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付することが適当と認めるときは速やかに交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(変更申請手続)

**第8条** この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続きに従い毎年度1月10日までに行うものとする。

(実績報告書)

**第9条** 規則第12条による補助事業実績報告書(別記様式第5号)の提出期日および関係書類は、次のとおりとする。

(1) 提出期日 事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(第5条(2)により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)または翌年度4月10日のいずれか早い日とする。

(2) 関係書類 地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金精算書  
(別記様式第6号)

地域総合センター教育事業担当職員設置費支出済額内訳書  
(別記様式第7号)

地域総合センター従事職員状況表(別記様式第8号)

地域総合センター教育事業担当職員設置事業実績書  
(別記様式第8号の1)

歳入歳出決算(見込)書抄本

その他参考となる資料

(電子情報処理組織による申請等)

**第10条** 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく補助事業の変更の申請または第9条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を

使用して行うことができる。

(補助金の額の確定等)

**第 11 条** 知事は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、交付の決定の内容（第 8 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(標準処理期間)

**第 12 条** 規則第 4 条の規定による補助金の交付の決定は、規則第 3 の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

2 規則第 13 条の規定による補助金の額の確定は、規則第 12 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(帳簿の備え付け)

**第 13 条** 補助事業者は、補助事業に係る予算および決算の関係を明らかにした関係書類を 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

**第 14 条** 特別の事情により、第 4 条、第 6 条、第 8 条および第 11 条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

#### 付 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 2 月 25 日から施行し、平成 9 年度分の補助金から適用する。
- 2 地域総合センター等と同和関係事業補助金交付要綱（昭和 57 年 5 月 8 日施行）および同和对策地域総合センター教育事業担当職員（教員身分）設置費補助金交付要綱（平成 4 年 5 月 28 日施行）は廃止する。

#### 付 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 16 日から施行し、平成 10 年度分の補助金から適用する。

#### 付 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 27 日から施行し、平成 11 年度分の補助金から適用する。

#### 付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 28 日から施行し、平成 12 年度分の補助金から適用する。

#### 付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 27 日から施行し、平成 13 年度分の補助金から適用する。

#### 付 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 14 日から施行し、平成 14 年度分の補助金から適用する。

#### 付 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 12 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適

用する。

**付 則**

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用

する。

**付 則**

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

**付 則**

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

(別表) 第4条関係

1. 区 分	2. 種 目	3. 基 準 額	4. 対 象 経 費
地域総合センター教育事業 担当職員設置	教育指導職員 (市町職員)	1 人 当 た り 年額 3,414,000円 ただし、設置期間が1年に 満たない場合は、基準額に 設置月数/12月を乗ずるもの とする。	第3条第1項第1号に 該当する職員の報酬、給 料、職員手当等および共 済費
	教育推進員 (会計年度 任用職員)	1 人 当 た り ① 勤務日数が月15日以上 年額 1,603,000円 ② 勤務日数が月10日以上 年額 1,203,000円 ただし、1日の勤務時間 は7時間以上とする。設置 期間が1年に満たない場合は 、基準額に設置月数/12月を 乗ずるものとする。	第3条第1項第2号に 該当する職員の報酬、給 料および期末手当
	特別指導教員 (教員身分)	1 人 当 た り 年額 5,671,000円 ただし、設置期間が1年に 満たない場合は、基準額に 設置月数/12月を乗ずるもの とする。	第3条第1項第3号に 該当する職員の給料、職 員手当等および共済費

(別記様式第1号)

地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所  
代表者氏名  
担当者 部署  
職氏名  
連絡先電話番号

年度において、地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金を下記のとおり交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 交付申請額 金 円

- 2 関係書類 (1) 所要額表 (別記様式第2号)  
(2) 支出予定額内訳書 (別記様式第3号)  
(3) 従事職員状況表 (別記様式第4号)  
(4) 事業計画書 (別記様式第4号の1)  
(5) 歳入歳出予算書抄本  
(6) その他参考となる資料

別記様式第2号(総括)

地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金所要額表(市(町)総括表)

(単位:円)

区 分		総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差 引 額 (A-B) C	対 象 経 費 実支出予定額 D	基 準 額 E	選 定 額 (C、D、Eいづれか少 ない額) F	補助所要額 G	備 考
地域総合センター 教育事業担当職員 設置費	教育指導職員								
	教育推進員								
	特別指導教員								
合 計									

別記様式第3号(総括)

地域総合センター教育事業担当職員設置費支出予定額内訳書(市(町)総括表)

(単位:円)

区 分	地域総合センター教育事業担当職員設置費			合 計
	教育指導職員	教育推進員	特別指導教員	
職員給与費				
報酬				
給料				
職員手当等				
共 済 費				
賃 金				
合 計				



別記様式第2号(施設個表)

地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金所要額表(施設毎)

施設の名称 [ ]

(単位:円)

区 分		総事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差 引 額 (A-B) C	対 象 経 費 実支出予定額 D	基 準 額 E	選 定 額 (C、D、Eいずれか少 ない額) F	補助所要額 G	備 考
地域総合センター 教育事業担当職員 設置費	教育指導職員								
	教育推進員								
	特別指導教員								
合 計									

別記様式第3号(施設個表)

地域総合センター教育事業担当職員設置費支出予定額内訳書(施設毎)

施設の名称 [ ]

(単位:円)

区 分	地域総合センター教育事業担当職員設置費			合 計
	教育指導職員	教育推進員	特別指導教員	
職員給与費				
報酬				
給料				
職員手当等				
共済費				
賃金				
合 計				

別記様式第4号

地域総合センター従事職員状況表

施設の名称 ( )

助成対象区分	職名	氏名	年間給与予定額					専任・兼任の別				社会福祉 主事資格 の有無	社会教育 主事資格 の有無	従事 開始 年月日	広域隣保 活動事業 補助対象	備考	
			給与			職員 手当 円	共済費 円	合計 円	専任		兼任						
			報酬 円	給料 円	賃金 円				定員内 職員	定員外 職員	定員内 職員						定員外 職員
国庫補助対象職員	(1人め)																
	(2人め)																
県単補助対象職員	運営費等補助対象	総合調整担当															
		隣保事業担当															
		大型総合センター担当															
		就労担当															
	教育担当	教育指導職員															
	設置対象	教育推進員															
		特別指導教員															
その他																	
その他 市町単独																	
合計																	

- (注) 1 当該補助対象職員について記入すること。  
 2 「職名」欄は、館長、指導職員、事務職員等の別を記入すること。  
 3 「年間給与予定額」の合計額は、「(別記様式第2号)地域総合センター教育事業担当職員設置費支出予定額内訳書(施設毎)」の「職員給与費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金」の合計額と一致すること。  
 4 「専任」、「兼任」の別欄は「専任」、「兼任」のうちいずれか該当する欄に○印を付けること。  
 なお、「定員内職員」とは市町条例で定めた職員定数内の職員をいい、「定員外職員」とは「定員内職員」以外の職員をいうものであること。  
 「常勤」、「非常勤」の区分は、勤務形態が市町の職員と同様か否かによる。  
 5 社会福祉主事資格および社会教育主事資格を有する職員については、該当する欄に○印を付けること。

## 地域総合センター教育事業担当職員設置事業計画書

地域総合センター名

1. センター管内における教育課題の現状

2. 教育課題解消に向けた取り組み

教育指導職員（市町職員）

教育推進員（会計年度任用職員）

特別指導教員（教員身分）：教育課題解消に向けた取り組みおよび教育的機能の強化が特に必要である理由

(別記様式第5号)

地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所  
代表者氏名  
担当者 部署  
職氏名  
連絡先電話番号

令和 年 月 日付け滋教委人第 号をもって交付決定のありました 年度地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 精算書（別記様式第6号）
- 2 支出済額内訳書（別記様式第7号）
- 3 従事職員状況表（別記様式第8号）
- 4 事業実績書（別記様式第8号の1）
- 5 歳入歳出決算（見込）書抄本
- 6 その他参考となる資料

別記様式第6号(総括)

地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金精算書(市(町)総括表)

(単位:円)

区 分		事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差 引 額 (A-B) C	対象経費 実支出額 D	基 準 額 E	選 定 額 (C、D、Eいずれか 少ない額) F	補 助 金 補助所要額 G	補 助 金 交付決定額 H	補 助 金 受入済額 I	差引過△不足額 (G-I) J	備 考
地域総合センタ 一教育事業担当 職員設置費	教育指導職員											
	教育推進員											
	特別指導教員											
合 計												

別記様式第7号(総括)

地域総合センター教育事業担当職員設置費支出済額内訳書(市(町)総括表)

(単位:円)

区 分	地域総合センター教育事業担当職員設置費			合 計
	教育指導職員	教育推進員	特別指導教員	
職員給与費				
報 酬				
給 料				
職員手当等				
共 済 費				
賃 金				
合 計				

別記様式第6号(施設個表)

地域総合センター教育事業担当職員設置費補助金精算書(施設毎)

施設の名称 [ ] (単位:円)

区 分		事業費 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 実支出額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eいずれか 少ない額) F	補助所要額 G	補助金 交付決定額 H	補助金 受入済額 I	差引過不足額 (G-I) J	備 考
地域総合センタ ー教育事業担当 職員設置費	教育指導職員											
	教育推進員											
	特別指導教員											
合 計												

別記様式第7号(施設個表)

地域総合センター教育事業担当職員設置費支出済額内訳書(施設毎)

(単位:円)

区 分	地域総合センター教育事業担当職員設置費			合 計
	教育指導職員	教育推進員	特別指導教員	
職員給与費				
報酬				
給料				
職員手当等				
共済費				
賃金				
合 計				

別記様式第8号

地域総合センター従事職員状況表

施設の名称 ( )

助成対象区分	職名	氏名	年間給与支出額					専任・兼任の別				社会福祉主事資格の有無	社会教育主事資格の有無	従事開始年月日	広域隣保活動事業補助対象	備考	
			給与			職員手当 円	共済費 円	合計 円	専任		兼任						
			報酬 円	給料 円	賃金 円				定員内職員 円	定員外職員 円	定員内職員 円						定員外職員 円
国庫補助対象職員	(1人め)																
	(2人め)																
県単補助対象職員	運営費等補助対象	総合調整担当															
		隣保事業担当															
		大型総合センター担当															
		就労担当															
	教育担当	教育指導職員															
	設置対象	教育推進員															
		特別指導教員															
その他																	
その他市町単独																	
合計																	

- (注) 1 当該補助対象職員について記入すること。
- 2 「職名」欄は、館長、指導職員、事務職員等の別を記入すること。
- 3 「年間給与支出額」の合計額は、「(別記様式第6号)地域総合センター教育事業担当職員設置費支出済額内訳書(施設毎)」の「職員給与費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金」の合計額と一致すること。
- 4 「専任」、「兼任」の別欄は「専任」、「兼任」のうちいずれか該当する欄に○印を付けること。  
 なお、「定員内職員」とは市町条例で定めた職員定数内の職員をいい、「定員外職員」とは「定員内職員」以外の職員をいうものであること。  
 「常勤」、「非常勤」の区分は、勤務形態が市町の職員と同様か否かによる。
- 5 社会福祉主事資格および社会教育主事資格を有する職員については、該当する欄に○印を付けること。



別記様式第8号の1

地域総合センター教育事業担当職員設置事業実績書

地域総合センター名

教育課題解消に向けた活動実績

教育指導職員（市町職員）

教育推進員（会計年度任用職員）

※ 教育担当職員による教育課題の解決に向けた取り組み実績について記入すること

特別指導教員（教員身分）

※ 教育担当職員による教育課題の解決に向けた取り組み実績について記入すること